

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	紀の川ダム統合管理事務所PCB廃棄物処理作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長 柳瀬 勝久 奈良県五條市三在町1681
契約締結日	令和 2年10月23日
契約の相手方の氏名及び住所	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 福岡県北九州市若松区響町1-62-24
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,688,840-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,688,840-
随意契約によることとした理由	<p>本件は、紀の川ダム統合管理事務所内に保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物である蛍光灯安定器84.2kg・ウエス2.6kg・木材、プラスチック片4.8kg(以下「高濃度PCB廃棄物」という。)の処理を行うものである。</p> <p>PCBは人の健康及び生活環境に被害を及ぼす恐れがある物質であることから、平成13年6月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」と言う)」の第10条において、『事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。』としており、政令で高濃度PCB廃棄物の当該エリアの処理期間は『令3年3月31日までに処分する。』と定めている。また、環境省ではPCB特別措置法第6条で定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(平成26年12月24日改訂版)」を公表し、この中で『保管事業者は、自ら処分を行う場合を除き、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行う必要がある。』としている。</p> <p>現在、環境省から高濃度PCB廃棄物の処理の許可を受けた者は、国の全額出資により設立された中間貯蔵・環境安全事業株式会社のみである。従って、今回、高濃度PCB廃棄物の処理作業を行うために当該業者と随意契約を行うものである。</p>
備 考	